農業後継者の皆さん
農業を継ぎやらんですか？
～宮崎市農業後継者育成支援事業のお知らせ～

宮崎市では、就職・進学のため、現在、農業をしてない農業後継者の方が実家の農業経営に取組み、地域営農の担い手となる場合に「支援金」（就農時１回に限り 120 万円）を交付します。

対象となる方は次のとおりです。（全ての要件を満たす必要があります）

①対象者（農業後継者）の要件

- 市内に住所を有し、年齢が１８歳以上５０歳以下であること
- 認定農業者（共同申請[注1]を含む）又は、認定新規就農者であること
- 農業経営を５年以上続けること
- 農業次世代人材投資事業【旧：青年就農給付金】（経営開始型）[注2]等の給付を受けていないこと
- 平成 26 年４月以降に勤務先を退職するなどして、親元での農業経営を開始すること

②親元（農業後継者の実家）の要件

- 市内に住所と生産基盤（農地や施設）を有し、農業経営を継続していること（農業法人の場合は、市内に本所を有すること）
- 対象者と２親等以内の親族であること（農業法人の場合は、全ての役員が２親等以内の親族であること）

注１　家族経営協定にかかわる世帯員が経営方針や役割分担などを取り決める「家族経営協定」に基づき、認定農業者の先生を経営のパートナーとして共同で行うこと。
注２　新規就農者の営農定着を図ることを目的として、国が所得確保のために資金を交付する制度。対象者１人あたり最大１５０万円、期間は最長５年。農業後継者が親元の経営を継承する場合には対象とならないことがある。

Q & A

Ｑ１　農業後継者だけが支援の対象なのか。

Ａ１　ご実家が農業に関係ない「新規参入」の方は、農業次世代人材投資事業【旧：青年就農給付金事業】（経営開始型）による支援の対象となります。（対象要件あり）

Ｑ２　市内への転入や勤務先からの離職はどのように確認するのか。

Ａ２　農業経営の開始までの経歴がわかる書類として、履歴書のほか、事実確認ができる証明書等をご提出下さい。

- 市内への転入　住民票
- 勤務先からの離職　離職票
- 教育・研修機関での課程の修了　修了証等

Ｑ３　認定農業者と認定新規就農者はどう違うのか。

Ａ３　自らが作った農業経営の計画(5 年間)を市が認定し、支援策の対象とする点ではどちらも同じですが、大まかには次のような違いがあります。

区　　分	認定農業者	認定新規就農者
対象	プロの農家	プロを目指す新規就農者
年間目標所得	５００万円	２５０万円
計画書	概要を検討	詳細を検討

Ｑ４　支援金をもらった人が農業をやめたらどうなるのか。

Ａ４　支援金は、農業経営を続けていただくことを前提に交付しますので、途中で農業をやめる場合には返還が生じる場合があります。なお、就農状況の確認のために報告書の提出(交付から５年間)のほか、実地調査を行います。

－お 問 合 わ せ－

【農業後継者育成支援事業について】
宮崎市　農政部　農政企画課　担い手対策係　電話 21-1785
【家族経営協定について】
宮崎市　農業委員会事務局　総務係　電話 21-1784